

## 第6節 消火、救助・救急計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 地震火災の特徴に応じた消防活動 2 消防資機材・救出用資機材の現況把握 3 消防水利の位置及び容量の確認 4 消火活動、救出活動 ⇨ 人命救助活動を最優先 5 応援要請 ⇨ 府、他市町村 [情報提供事項] ⇨ 火災状況、地理、水利	消防本部 自衛隊 総務課 和泉警察署 消防団

### 第1 計画の方針

保有消防力の全能を挙げて、火災等の災害から住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の保持及び福祉の確保を図るものとする。

地震災害の中で多くの被害をもたらす地震火災を軽減・防止するため消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

### 第2 被害情報の早期把握

関係機関、参集職員、消防団員等からの情報、地域住民等からの通報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告するものとする。

### 第3 消火活動

- 1 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- 2 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

### 第4 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとるものとする。

- 1 人命救助活動は、和泉警察署及び関係機関との密接な連携のもとに実施するとともに、救出・救助活動は、医療機関と連携して緊急性の高い傷病者を優先して実施するものとする。
- 2 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要としている場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- 3 救出した負傷者は、症状に応じ医療機関等に搬送する。

### 第5 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、和泉建設業協会等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

### 第6 応援要請

市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合には、府、他の市町村などに応援を要請する。

この場合、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

### 第7 連絡会議の設置

市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密

に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置するものとする。

#### 第8 自主防災組織等による消火活動

地域住民による自主防災組織等は、発災直後に火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

#### 第9 住民による初期救出活動

災害時には地域の被害状況の把握及び負傷者の早期発見に努め、警察、消防機関等へ速やかに連絡するとともに、自発的に被災者の救出活動を行うものとする。

資料編 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
------------------------------------